

千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例
平成十四年三月二十六日
条例第二号

千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県内におけるディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出を抑制し、この環境への負荷の低減を図るため、ディーゼル自動車の運行及びその使用する燃料の適正化に関する必要な規制等を行うことにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「ディーゼル自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する自動車であつて、ディーゼルエンジンを搭載するものをいう。

2 この条例において「特定自動車」とは、ディーゼル自動車のうち、次の各号に掲げる自動車であつて、法第五十条の規定により有効な自動車検査証の交付を受けたものをいう。

一 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車（法第三条に規定する普通自動車及び小型自動車のうち、次号及び第三号において同じ。）であつて、散水自動車、霊きゅう自動車その他の特定の用途に供する自動車（次号及び第三号において「特種自動車」という。）以外のもの

二 人の運送の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車及び小型自動車であつて、特種自動車以外のもの

三 特種自動車である普通自動車及び小型自動車であつて、規則で定めるもの

(排出基準)

第三条 知事は、県内における大気汚染の状況を勘案し、特定自動車から排出される粒子状物質の量は、排出基準（以下「排出基準」という。）を規則で定めるものとする。

2 知事は、排出基準を定めようとするときは、千葉県環境審議会の意見を聴かなければならない。排出基準の変更し、又は廃止しようとするときは、同様とする。

(排出基準の遵守)

第四条 特定自動車の使用運行又は運転者は、排出基準を超える量の粒子状物質を排出する特定自動車を生じ、排出基準を超過する場合は、この限りでない。

第五条 特定自動車の排出基準は、次の各号に掲げる規則で定める方法により測定される値とする。ただし、当該特定自動車の型式の指定を受けた型式の指定

一 法第七十条第五項において「型式の指定」というのは、法第六十二条第六号の型式の指定を受ける型式の指定

二 前号に掲げる規則で定める方法により測定された値が別にあり、かつ、当該型式の指定を受けた型式の指定

2 法第七十条第五項において「型式の指定」というのは、法第六十二条第六号の型式の指定を受ける型式の指定

三 法第七十条第五項において「型式の指定」というのは、法第六十二条第六号の型式の指定を受ける型式の指定

四 法第七十条第五項において「型式の指定」というのは、法第六十二条第六号の型式の指定を受ける型式の指定

五 法第七十条第五項において「型式の指定」というのは、法第六十二条第六号の型式の指定を受ける型式の指定

六 法第七十条第五項において「型式の指定」というのは、法第六十二条第六号の型式の指定を受ける型式の指定

七 法第七十条第五項において「型式の指定」というのは、法第六十二条第六号の型式の指定を受ける型式の指定

八 法第七十条第五項において「型式の指定」というのは、法第六十二条第六号の型式の指定を受ける型式の指定

九 法第七十条第五項において「型式の指定」というのは、法第六十二条第六号の型式の指定を受ける型式の指定

十 法第七十条第五項において「型式の指定」というのは、法第六十二条第六号の型式の指定を受ける型式の指定

十一 法第七十条第五項において「型式の指定」というのは、法第六十二条第六号の型式の指定を受ける型式の指定

十二 法第七十条第五項において「型式の指定」というのは、法第六十二条第六号の型式の指定を受ける型式の指定

第八条 第四條から前條までの規定は、法第四條の規定により初め登録を受けた日から起算し、前條に掲げる年数の間、第一項の定めるところにより、適用しない。ただし、平成十五年十月一日から施行する。

第九条 第一項の荷主等は、当該委託を受ける者の特定自動車（以下「荷主等」という。）は、当該委託を受ける者の知事（以下「知事」という。）は、当該荷主等に対し、必要な措置を講ずることができ、当該荷主等が、当該規定に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第十条 第一項の荷主等は、当該規定に従わなかったときは、その旨を公表することができる。ただし、当該規定に従ったときは、その旨を公表しない。

第十一条 知事は、前條の規定に違反してディーゼル自動車を運行している者に対し、前條に規定する燃料をディーゼル自動車として使用してはならない。

第十二条 知事は、前條の規定に違反して燃料を販売している者に対し、当該燃料を販売しないことを命ずることができる。

第十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する措置を講ずることができ、その報告をさせることができる。

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する措置を講ずることができ、その報告をさせることができる。

第十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する措置を講ずることができ、その報告をさせることができる。

第十六条 第七條第一項、第十一條又は第十三條の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者、第十五條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

附則（施行期日）
1 この条例は、公布の日から一年三月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。ただし、第四條から第九條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（検討）
2 知事は、この条例の施行後、県内における大気の汚染の状況等を勘案し必要があると認めるときは、排出基準に検討を加え、その結果に基づいて必要な見直し等の措置を講ずるものとする。